

## 四街道市PRパンフレット制作業務委託仕様書

### 1 業務名

四街道市PRパンフレット制作業務委託

### 2 業務目的

子育て世代を中心とした若い世代の転入増加を促進するため、四街道市の魅力を分かりやすく伝えるPRパンフレットを制作し、四街道市（以下「発注者」とする）の認知度向上やイメージアップを図る。

### 3 想定ターゲット（ペルソナ）

本業務において想定する主要なターゲット（ペルソナ）は以下のとおりとし、これら読者の課題解決や関心に寄り添った企画・制作を行うこと。

年齢：25～39歳

家族構成：未就学児から小学生を持つ子育て世帯

価値観：都心へのアクセス（通勤・買い物）は維持しつつ、自然豊かで治安が良く、子育て支援が充実した、落ち着いた環境で子どもを育てたい

### 4 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

### 5 業務内容

#### （1）制作方針

25歳から39歳の子育て世代の興味や関心を引くような企画とし、他自治体の類似のパンフレットに埋もれない、独自性と印象性を有する表現とすること。また、読者の興味関心を喚起し、行動につながる記憶性の高いものとする。

#### （2）企画・制作

PRパンフレットの製作に必要な企画、取材、撮影、記事編集、デザイン、校正、印刷、製本等の業務を行う。なお、企画・制作内容については、発注者と協議し最終決定すること。

(3) 掲載内容

PRパンフレットに盛り込む必須項目は以下のとおりとする。

頁数は目安であり、合計して20頁前後とすること。

項目	頁数	詳細
表紙	1	見た人が思わず手に取りたくなるようなインパクトのある写真またはイラストを使用すること
「日常の幸せな一瞬」	4～6	市民の公募により募集した写真を掲載すること。なお、写真の公募は市が実施し、契約締結後に写真を提供するものとする
市のイベント	1～2	市の特産品やまつり等のイベントを掲載すること
市民の暮らし（2家族）特集	4	市が指定する2家族取材し、それぞれの1日の様子を記事にすること。なお、うち1家族は休日の様子を記事にすること
市の子育て支援制度	1	発注者が提供する子育て支援制度の紹介
数字で見る四街道	1	市の施策や統計情報に関する記事を掲載すること
背表紙	1	
独自提案		ターゲットが四街道市に住みたいと思うような提案をすること

6 成果品

印刷物の規格：A4版

頁数：20頁程度（表紙を含む）

紙質：表紙・本文共にマットコートA判44.5kg相当

色数：4色フルカラー

綴じ方：中綴じ

数量：30,000部

校正：校正は3回以上、色校正は1回以上とする。

納期限：令和8年12月28日（月）

納品先：四街道市役所 政策推進課

梱包：梱包方法、単位については、協議の上決定すること。

データ納品：印刷用電子データ（PDF形式、イラストレーター形式、JPEG形式等）及びホームページ掲載用電子データ（PDF形式）を納品する

こと。また、冊子に掲載した写真も J P E G 形式で提出すること。

## 7 著作権等の取扱い

本業務の成果品に係る所有権並びに著作権等一切の権利は発注者に帰属するものとし、市が自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。

## 8 その他

### (1) 再委託

ア 受託事業者は、本業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受託事業者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受託事業者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、事前に書面により発注者の承諾を得なければならない。

### (2) 守秘義務

受託事業者は、個人情報、発注者が秘密として指定した事項及び業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とし、再委託先についても同様の守秘義務を負うこと。

### (3) 業務の記録と報告

受託者は、契約締結後速やかにスケジュールを含む業務実施計画書を作成し、提出しなければならない。また、本業務の終了後速やかに、委託業務完了報告書を作成し提出しなければならない。

### (4) 支払い

業務終了後の検査後、適正な請求書の受理後 30 日以内に支払うものとする。

### (5) 重大な誤り

委託者は、P R パンフレットの内容に重大な誤りが生じた場合、委託期間完了後であっても発注者が当該パンフレットを配布している期間にあっては、受託者の責任において無償で訂正のうえ、刷り直しをすること。

### (6) 訴訟等

P R パンフレットの掲載記事について訴訟等が発生した場合、委託期間完了後であっても受託者が責任を負うものとする。

### (7) その他

本仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託者が協議の上これを定める。